

津島市災害対策促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害による被害の抑制を目的に自ら対策を実施する者に対して、予算の範囲内において交付する津島市災害対策促進費補助金（以下「補助金」という。）について、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象物品)

第2条 この要綱において補助の対象となる物品（以下「補助対象物品」という。）、申請1件あたりの補助率及び補助上限額を別表のとおり定める。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に現に自然災害で被害を受けるおそれがある土地又は家屋（以下「物件」という。）を所有又は管理する者のうち、市内に居住実態のある世帯主（マンションの管理組合を含む。）又は市内に事業実態がある事業主とする。

(補助対象物件)

第4条 補助対象とする物件（以下「補助対象物件」という。）は、市内の画地を基本に、屋号等や利用実態ごとに判断するものとする。

2 第2条に規定する補助上限額は、補助対象物件ごとに適用する。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象者が自ら災害対策を実施することを目的に調達する補助対象物品の購入費のうち、交付の申請を行う会計年度中に支出した経費（ポイント利用等割引分を除き、消費税及び地方消費税を含んだ額。以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額（その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）又は補助上限額のいずれか少ない額とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎会計年度の3月15日までに、津島市災害対策促進費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費が確認できるレシートや領収書等の写し
- (2) 補助対象物品の規格が確認できる取扱説明書やカタログ等の写し
- (3) 補助対象物品の設置状況が確認できる写真や設置想定図その他の書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請回数は、補助対象物件ごとに、同一会計年度内に一回までとする。ただし、

次会計年度以降における再申請を妨げない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、津島市災害対策促進費補助金交付不交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条に規定する交付決定の通知を受けた者は、速やかに津島市災害対策促進費補助金請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 振込先などが確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象物品の処分制限)

第10条 申請者は、補助対象物品を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売却、貸し付け又は担保に供してはならない。

(報告の徴収等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付に関し報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 申請者は、前項の規定に基づく報告の求め、検査又は指示に対し、速やかに応じなければならない。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。ただし、令和8年4月1日から適用す

る。

別表（第2条関係）

補助対象物品	補助率	補助上限額	備考
止水板 防水シート	1 / 2	30,000円	補強資材やパッキンなど一体 となって効力を発揮するもの を含み、設置にあたり工事を 伴うものを除く。